

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)に関する
御意見の概要

寄せられた意見の数合計：308件

内訳：個人意見：299件

うち連名2人：28件

連名3人：1件

合計人数：329人

団体意見：9団体(いずれも匿名を希望しない)

日本カトリック司教協議会

日本医学哲学・倫理学会・国内学術交流員会

日本弁護士連合会

フロムはーと

DNA問題研究会

フィンレンジの会・有志

優生思想を問うネットワーク

SOSHIREN女(わたし)のからだだから

宗教法人 大本

匿名の希望

匿名希望：116件(40%)

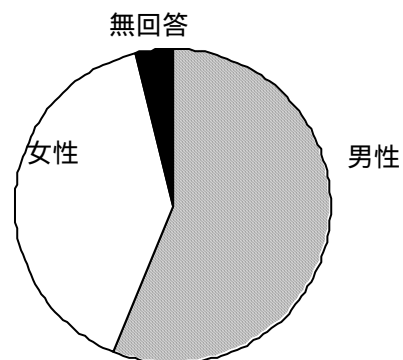
匿名を希望しない：192件(60%)

性別

男性：183人(56%)

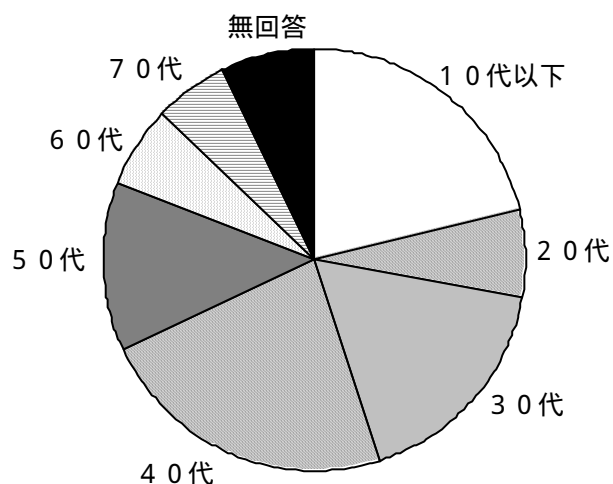
女性：132人(40%)

無回答：14人(4%)



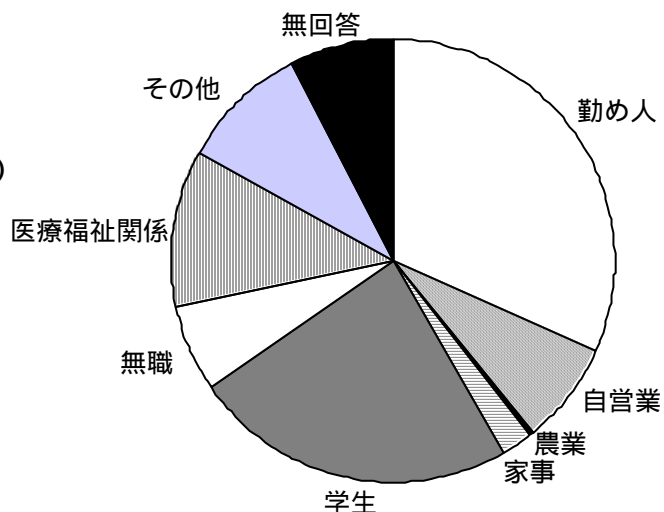
年齢分布

10代	: 69人 (21%)
20代	: 22人 (7%)
30代	: 57人 (17%)
40代	: 76人 (23%)
50代	: 42人 (13%)
60代	: 21人 (6%)
70代	: 18人 (5%)
80代以上	: 0人 (0%)
無回答	: 24人 (7%)



職業分布 (暫定的分類)

勤め人	: 104人 (32%)
自営業	: 24人 (7%)
農業	: 1人 (1%未満)
家事	: 8人 (2%)
学生・生徒	: 77人 (23%)
無職	: 21人 (6%)
医療福祉関係	: 37人 (11%)
その他	: 31人 (9%)
無回答	: 25人 (8%)

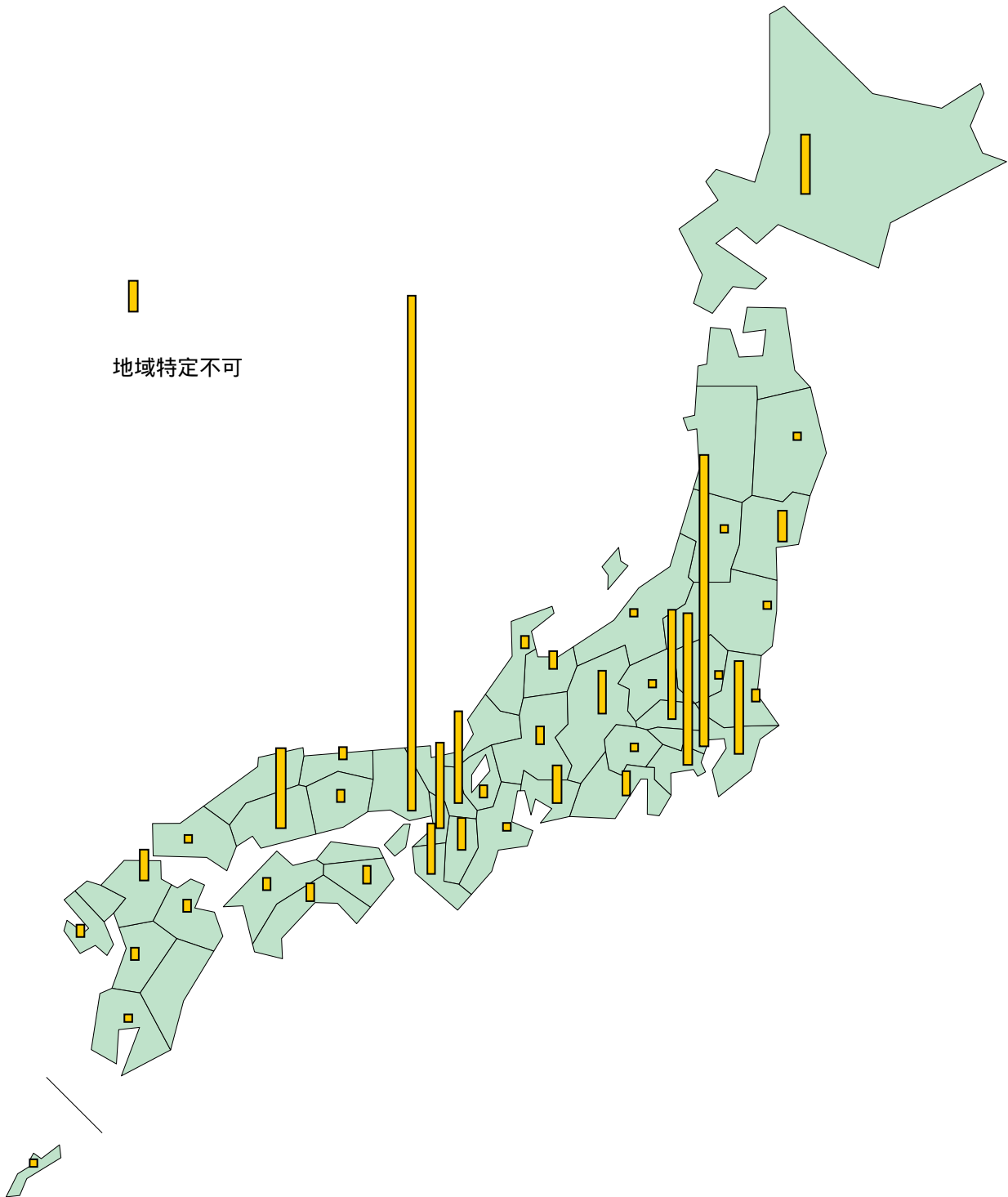


職業分類

勤め人：会社員、バス運転手、教師、システムエンジニア、公務員、警備員、実験助手、事務、保健代理店、新聞販売業、技術者、IT講師、法学部教授、建築士、塾講師、大学助教授、会社役員、経理事務、等

医療福祉関係者：医師、看護師、歯科医師、介護福祉士、歯科技工士、医学研究員、生物学者、医学部教員、製薬会社研究員、医療関係出版社員、獣医師、等

その他：フリーター、翻訳、作曲家、民間福祉団体職員、自由業、free、脊髄損傷者団体役員、民間研究所員、弁護士、宗教法人役員、ピアノ講師、ノンフィクションライター、等



愛知県 6人、青森県 0人、秋田県 0人、石川県 2人、茨城県 2人、岩手県 1人、愛媛県 2人、大分県 2人、大阪府 14人、岡山県 2人、沖縄県 1人、香川県 0人、鹿児島県 1人、神奈川県 25人、岐阜県 3人、京都府 15人、熊本県 2人、群馬県 1人、高知県 3人、埼玉県 18人、佐賀県 0人、滋賀県 2人、静岡県 4人、島根県 0人、千葉県 15人、東京都 48人、徳島県 3人、栃木県 1人、鳥取県 2人、富山県 3人、長崎県 2人、長野県 7人、奈良県 5人、新潟県 1人、兵庫県 85人、広島県 13人、福井県 0人、福岡県 5人、福島県 1人、北海道 10人、三重県 1人、宮城県 5人、宮崎県 0人、山形県 1人、山口県 1人、山梨県 1人、和歌山県 8人、地域特定不可 5人

御意見の分類・集計結果

．御意見の分類方法について

1．全般的意見分類の方法

(1)「ヒト胚の研究反対」

ヒト授精胚を用いた研究・医療への反対を明記した意見及び同様の趣旨が文意から明らかな意見。

以下の意見を含む

ヒト胚を用いた研究を余剰胚に限定すべきとしつつ、人クローン胚の作成を否定する意見。

(2)「慎重な議論を求める」

「ヒト胚の研究反対」又は「ヒト胚の研究推進又は容認」の趣旨を明らかにせず、今後の検討に当たっての慎重な態度を求める意見やこれまでの検討の在り方に懸念を表明する意見。

以下の意見を含む。

これまでの検討が不十分であると指摘する意見。

今後の検討体制への懸念を指摘する意見。

最終的結論を出す前に、更に検討が必要な事項があると指摘する意見。

ヒト胚を用いる研究の推進についての懸念事項を指摘する意見。

(3)「ヒト胚の研究推進又は容認」

ヒト胚を用いた研究・医療への賛成を明記した意見及び同様の趣旨が文意からみて明らかな意見。

以下の意見を含む。

研究推進又は容認を前提に、規制・制度の必要性に言及している意見。

研究推進又は容認としつつ、そのために必要な条件（国民理解等）について言及している意見。

研究目的でのヒト受精胚の作成を否定するものも含め、人クローン胚を作成の容認する意見。

(4)「その他」

上記の何れにも該当しないもの。

例えば以下のようなもの。

ヒト胚の研究に対する意見が明記されておらず、文意からの推察も難しい意見。

趣旨、意図が不明確な意見。

ヒト胚の研究に対する賛否に言及せず、別途、何らかの意見を表明している意見。

相反する意見が同時に含まれるなど、整合性がない意見。

着床前診断に関する見解のみを表明する意見。

ヒト胚研究についての言及はなく、クローン人間の解禁のみを求める意見。

代理母の解禁のみを求める意見

2 . 論点別意見分類の方法

(1) 中間報告書に盛り込まれた各論点について言及している御意見を選び出し、論点ごとに分類して示した。

(2) 複数の論点に言及している場合には、同一の御意見を複数回取り上げた。

．ご意見の分類・集計結果

1 - 1 . 全般的意見分類の結果概要

ヒト胚の研究反対	: 45件 (14.6%)
慎重な議論を求める	: 48件 (15.6%)
ヒト胚の研究推進又は容認	: 196件 (63.6%)
その他	: 19件 (6.2%)

1 - 2 . 全般的意見分類の結果

分類区分	件数	分類区分中の意見の例(要旨)	引用番号例
ヒト胚の研究反対	45	人類は再生医療の技術に手を出すべきではない。	5,
5,53,83,84,85,		再生医療の軍事利用が心配。	5,
130,147,150,155,		不妊治療における受精卵の扱いでさえ問題が起きているのに、臓器を作るとなると、もっと難題が出るおそれがある。	53,
173,176,179,180,		病気の多くはその人の管理不十分が原因。先天性の病気もその人の運命。医療もどこかでストップをかけるべき。	53,
183,184,185,187,		社会を置き去りにした専門家による医療技術の暴走に反対。	84,
200,202,208,210,		人の生命の萌芽である胚は人の尊厳と深くかかわるため、研究の自由との調整からヒト胚研究を制限するべき。	85,
218,219,226,237,		着床前診断に反対。	147,
242,246,249,252,		関連する分野の研究者の倫理的意識が低い現状で、人クローン胚の作成を許すべきでない。	155,
254,255,256,258,		倫理、哲学、宗教の面から反対	180,200,
261,266,272,275,		ヒトES細胞の研究に反対。	184,185
280,286,293,297,		体細胞による再生医療の研究を進めるべき	187,306
300,302,305,306		余剰胚の使用は容認しても、ヒト受精胚や人クローン胚の作は、「最終的には殺される運命の生命を作り出す」反対。	83,208,219,
		ヒト胚に対しての尊厳を失えば、いずれ人間に対しての尊厳も失い、巡り巡って好ましくない社会が到来。人間の一生は、受精の瞬間から死まで一連のものとして考えることが最も簡潔で自然。	226,
		研究はやがてクローン人間をもたらす危険。少額の利益のために多くの危険をはらむことに巨額の資金を投じるべきではない。	237,
		ヒト胚を研究に用いる理由の説明が不十分。	249,302,

		生殖補助医療でも最終的に子供を授からなかった自分達夫婦にとって、受精卵は「やっと授かった命の始まり」で「かけがえの無い子供」の様な存在だった。	252,
		以前、受精卵の研究への提供を依頼するビデを見たことがあるが、とても誘導的に感じた。	252,
		現在の生殖補助医療の実施体制では、不必要な「研究目的の人胚作成」を防ぐことができない。	266,
		重要な倫理的判断事項について、無記名のアンケートに基づき、「大多数」という、価値判断を誘導する記述をしたことは不公正。	266,
		科学技術を推進する総合科学技術会議による制度設計への提言は、利益相反を排除し得ない。異なる検討の場を設けるべき。	266,
		着床前診断については、検討不足。	266,
		未受精卵が採取される生殖医療の現場には数々の問題。採卵後の処理や、余剰胚の処分の透明性の問題等、不妊で悩む女性の心情が尊重されているとは言い難い。	280,
		これまでの実験は、クローン胚からのES細胞の樹立が困難で、事実上、現時点では不可能であること示している。	293,
慎重な議論を 求める	48	研究の後の商業的なアプローチの問題を解決してから研究を進めるべき。	2,
2, 49, 72, 73, 88, 89, 91, 101, 102, 135, 143, 160, 164, 166, 167, 178, 189, 190, 191, 194, 195, 198, 201, 207, 213, 221, 223, 224, 227, 229, 234, 236, 238, 239, 240, 245, 262, 265, 268, 269, 273, 276, 279, 282, 283, 288, 289, 304		ヒト受精胚の定義や位置付けから考えるのではなく、現在の社会で広く認められているものに拠り所を見出すべき。	72,
		体外受精の成功率が格段に上がり、余剰胚の供給が不足したらどうするのか、検討すべき。	72
		人間として倫理を重んじる必要がある。	73,
		どこまで研究が進めば動物実験で人への応用の安全性が確認されたことになるのか、また、どこまで研究が進んでいるので安全が確認されているといえるのか、明示してほしい。	88,
		ヒト胚は簡単に取り扱いあってはいけない人の萌芽であり、もっと国民の意見を聞き、マスコミや自治体も意見交換会を行うべき。	89,
		ヒト胚研究を担当する政府の特別の機関を設け、そこで働く研究者は研究に携わる資格について審査を受けることとするのはどうか。	89,
		ヒト胚研究は社会にとって有用だが、もっと動物実験を続	91,

	け、有用性が確認されてから容認するかを決めるべき。	
	この問題の学際性を意識して取り組む必要。	101,
	生命倫理専門調査会が、研究推進という結論ありきではないか、不安であり、この問題は、報告書の信頼性に関わる重大な問題。	102,
	報告書の結論のポイント、特に、これまでの指針等の方針とどこが、何故、どのように変わったのかが一目でわかるよう、最初に要約を付けるべき。また、付録は最小限に絞り、脚注の形で入れるべき。	102,
	議論が不十分なまま、拙速に最終報告書がまとめられることを危惧。	102,194,195,
	中間報告書で委員の「大多数」、「多数」等となるが、人数や氏名を明らかにすべき。	102,
	中間報告書を評価。	135,
	生殖補助医療については、産科婦人科学会の会告に代えて、法律による規制の枠組みを作るべき。	135,
	宗教からの基本的立場は、公的規制等を直接的に表明するのではなく、その宗教の教理から人々の生命観・死生観に訴え、反省を促すもの。	143,
	研究推進を担う総合科学技術会議とは別に、生命倫理委員会を設置すべき。	143,191,
	「尊厳」は価値の衡量を認めない概念であり、「尊重」と混同すべきではない。	160,
	報告書からは科学者の性急さと市場経済優先しか読み取れない。ドイツ議会付置の委員会のようにもっと慎重に議論すべき。	160,
	一般からからの意見を踏まえて十分に検討して最終報告を作成し、再度パブリックコメントを行うべき。	164,
	ヒト胚の取扱いという重大な問題に関して、決して最終的な結論を急がず、人の生命の尊厳に基づく、より慎重な検討を要望。	167,
	研究目的でのヒト胚の作成は、すべて原則禁止とすべき。クローン技術規制法は、原則禁止の許可制とすべき。	189,
	着床前診断について議論が不十分。	189,207,223,
	検討方法やパブリックコメントの在り方が、国民的合意形成のプロセスのあるべき姿からみて、不適切。	198,
	再生医療については体性幹細胞の研究に力を入れるべき。	201,

		報告書の「委員の大多数の見解」等の整理は今後の議論をミスリードする恐れがある。	227,
		クローン技術規制法附則第2条の期限に縛られるべきではない。法律違反の可能性はあるが、議論の経緯から鑑みても止むを得ない状況であり、合理性は十分に存在する。むしろ、このような複雑かつ重要な問題に対して拙速に議論を取りまとめれば、将来に大きな禍根を残すのではないか。	236,
		精子・卵子・胚の提供者の立場を検討しないままに、胚の作成・研究を認めることはできない。	262,
		再生医療は経済活性化の施策であるため、ヒト胚が特許や利潤を得るための「材料」とされることの是非について検討すべき。	262,
		難病患者の方に明日にでも治るような、中途半端に希望を与えるような発言・意見発表は慎むべき。	265,
		中間報告書を手直ししただけの最終報告書で終わりにせず、小規模のタウンミーティングなどを繰り返し、当事者や市民も交えた議論を行ってほしい。	268,
		審議の継続を望むが6月に最終報告書ということならば、ひとまず法ですべて禁止すべき。	279,
		「着床前診断がヒト胚分割胚にあたるのか」という問題が放置されたままである。	281,
		前会長から「専門家以外のキイ・パーソンの方の意見というのもしっかり聞く機会を作らないといけない」との発言があったが、そのような機会は設けられていない。	281,
		「難病のために」と言えば、難病でないとされた疾患に悩む患者は反感を抱き、難病とされた疾患の患者には、自分たちの疾患をヒト胚研究是認の言い訳に利用しないでほしいと思う向きも出るだろう。	289,
ヒト胚の研究推進 又は容認	196	技術の進歩による（再生医療等の）恩恵に期待。	77,78,81,104,109,113,125 他
1,4,7,8,9,11,12, 13,14,15,16,17, 18,19,20,21,22, 23,24,25,26,27, 28,30,31,32,33, 34,35,36,37,38, 39,40,41,42,43, 44,45,47,48,50,		科学の進歩にブレーキをかけるべきではない。	38,69,70,104,116,121,230 他
		（自分又は身内を）病や障害の苦しみから助けてほしい。	4,26,28,30,47,48,51,52,98,99,139,140,145,148,149,161,205,212,225 他

51, 52, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 86, 87, 90, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 103, 104, 105, 106, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 131, 132, 133, 134, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 145, 146, 148, 149, 151, 152, 153, 154, 156, 157, 158, 159, 161, 163, 165, 168, 170, 171, 172, 174, 175, 177, 181, 182, 186, 188, 192, 193, 196, 199, 203, 204, 205, 206, 209, 211, 212, 214, 215, 216, 217, 220, 222, 225, 228, 230, 231, 233, 235, 241, 243, 244, 247, 248, 251, 253, 257, 259, 260, 263, 267, 270, 271, 274, 277, 278, 284, 285, 287, 290, 291, 292, 294, 295, 296, 298, 299, 301, 303, 307, 308	動物も人間も命の尊さは同じ。ヒト胚も研究のために使えばよい。	7,
	臓器移植よりは、再生医療の方が良い。	8, 248,
	兵器等の殺人技術には鈍感なのに、人の命を救う技術である再生医療に敏感に反応して反対するのはおかしい。	8, 57, 58,
	科学はいつも中立であり、使う人次第。研究を禁止すべきでない。	9, 11, 15, 16, 17, 32, 36, 56, 59, 8, 86, 123 他
	ヒト胚研究をすすめれば、多くの人々が救われる。	12, 13, 14, 17, 18, 19, 21, 23, 25, , 42, 43, 44, 50, 62, 63, 67, 79, 80, 100, 110, 117, 118 他
	日本がヒト胚の研究を進めることは国益にかなう。	12, 117,
	科学の進歩は当初は多くの人々から違和感をもって受け止められるもの。	13, 20, 23, 33, 59, 60, 65, 100 他
	ヒト胚の研究に反対するのは、生命より自分の宗教観や人生観を尊重しているだけではないか。	26,
	ヒト受精胚の研究利用は余剰胚に限定すべきだが、人クローン胚の作成は容認。	126,
	ヒト受精胚はヒトの生命の萌芽だが、胎児よりも低い位置付けの存在であり、ヒト受精胚、人クローン胚の作成は限定的に容認できる。	153,
	世論の形成を待たず、勇気を持って自由で先進的な技術開発を進めるべき。	24,
	政府の適切な監視の下で研究を進めるべき。	36, 39, 54 他
	研究を最大限推進しつつ、人の尊厳を保つ法的枠組みが必要。	87,
生きている人々の幸福追求権を守るため、ヒト胚を利用することも認められるべき。	41, 64, 291 他	
再生医療を必要としている人達を放置する方が、生命倫理上もおかしい。	42,	
非科学的なカトリックの教えに影響を受けた国の政策に同調すべきでない。	67, 100,	

	人類の生活レベルの向上は、常に非倫理的と思われる発明やアクションから始まっていることを重視すべき。	28,
	人を救う技術に制限をすべきではない。	28,31,35,39,45,58,60,100 他
	「愛」に基づいて決定してほしい。新技術が人類を幸福にし得るのであれば、大いに研究してほしい。	40,
	倫理は時代とともに変わるもの。	66,100,
	倫理の前に人を救うことを考えるべき。	67,
	科学の進歩がなければ、人類の未来はない。	68,105,
	科学技術の進歩の賛否を議論するのは無意味。	69,
	倫理は個人が独自に持つ倫理観から構築されるものであり、倫理的議論から規制を作るのは現実的でない。	90,
	倫理的な議論を待たず、研究を進めるべき	93,97,
	難病患者の救済のために研究を進めるべきだが、きちんとした議論がされているかどうかは気になる。	94,
	ヒト胚の研究利用があたかもパンドラの箱を開けるかのような議論には疑問。	95,
	ヒト胚の研究成果が社会的に役立つよう促進する生命倫理を確立してほしい	96,
	人の生命現象の解明のために、研究を進めるべき。	96,
	抽象的な倫理観を人の生命よりも優先するのは本末転倒。	100,
	廃棄される余剰胚には抵抗感がなく、受精胚、クローン胚に対する作為には倫理的抵抗感を感じるというのは、感情的でおかしい。これらを同等に扱うべき。	106,
	難病等で苦しんでいる人達の声を受け、ヒト胚研究に反対できないはず。	112,
	ヒト胚研究には倫理的問題はない。	115,217,
	動物とヒトは完全に同じではない。不必要な動物実験を求めず、ヒト胚の研究を行う必要。	119,259,
	クローン技術規制法制度前後の議論を踏まえ、人クローン胚の作成を解禁すべき。	204,
	医学の発展に犠牲が伴うのは当然。	212,
	研究開始時には、インフォームド・コンセントは必須。個人情報保護に万全を尽くす必要。研究目的で新たに胚を作成し使用する場合は、原始線条形成までに限定すべき。	257,

		卵子提供者には報酬を出すべき。	259,
		研究の成果等は公的機関が管理し、卵子や研究成果が営利団体に譲渡、売買されないようにすべき。	260,
		受精卵を活用すれば、誰かの命の一部として生きるのも、無駄になるわけではない。	291,
		シンポジウムで、はぐらかすような回答しかなかったケースがあったのは残念。	112,
その他 3,6,10,29,46,71, 74,75,76,107,114, 144,162,169,197, 232,250,264,281,	19	クローン人間を容認すべき。	3,29,55,120, 141 他
		クローン技術規制法に反対	75,
		我が国においても代理母を容認すべき。	3,
		中間報告書を評価する。	6,
		現在日本では、18歳未満の人からの心臓提供が認めず、海外に渡って移植を受けている。	10,
		創造主のことや我々と霊界の関係を知った上で研究を進めるべき。	71,
		早急に結論を出してほしい。	107,
		生命倫理専門調査会に、ヒト胚に関する専門的な内容を理解できない委員が含まれているのが残念。	162,

2. 論点別意見分類の結果（暫定整理）

大分類	小分類	件数	小分類区分中の意見の例（要旨）	引用番号例
ヒト受精胚の地位	人と同じ	13	受精胚も胎児も人に変わりはない。	72,
	167,173, 176,180, 183,213, 226,242, 258,272, 286,300, 306,		人はその受精の瞬間から個体としての人間。	167,300,180, 306,
			ヒト受精胚を用いた研究は殺人。	247,272,
	人に劣る	18	人になる可能性と現実の人とは全く別。	22
	22,42,49, 50,96,99, 128,153, 174,192, 196,203,		死体や胚の尊厳とは、それらそのものを尊重するのではなく、人間が自分達を特別視するために、それに連なるモノに一定の付加価値を与えているだけではないか。	49
			胎児の扱いも視野に入れて検討するべき。	49

	211, 217, 247, 292, 292, 295		倫理は不変ではない。	49,
			人権は現実の人のみにある。	64,
			ヒト受精卵それ自体は人間として成長していない細胞であり、それが成長した場合とは異なる。	99,
			「人の生命の萌芽」と位置付け尊重されるべき存在とすることには異論なし。	100,
			胎児よりも低い位置付けであるべき。	153,
			刑法上、胎児が人として認められていないことと、ヒト胚を「人の生命の萌芽」とする立場には矛盾があり。	196,
			人間が人間である事を証明する方法は知能のあるか無いかであり、知能が存在しないヒト胚は人間だと言えない。	203,
			生まれてこないヒト胚を守るために、今生きている人の命をないがしろにするとは、本末転倒。	291,
	その他	4	「人の生命の萌芽」では意味が不明確。何ををもって「人の尊厳」とし、これをいかにヒト受精卵に与えるかが問題。	101
	101, 224, 227, 252		生命科学は急速に進歩しているので、既存の考えの軌道修正でなく、新たな視点からヒト受精卵を位置付けなおす姿勢が必要。	101,
ヒト受精卵の研究目的の作成・利用	認めるべきでない 83, 84, 130, 167, 173, 180, 189, 196, 200, 219, 242, 249, 255, 272, 280, 293, 300, 306	18	滅失、毀損する前提でヒト胚を作成することは、ヒトの道具化につながる。	83,
			E S細胞、クローン胚の研究は動物で行うことによる知識・技術でE S細胞を使用しない再生医療が実現するはず。	130,
			人間が生命を支配できれば、「神の存在意義 = 人間の創造」がなくなりたなくなる。	210,
			「生命の萌芽」を実験材料として使うことに反対。	219,
			何のためヒト胚を研究に用いるのか、何故余剰胚を研究利用してよいのか、説明が不十分。	249,
議論を続けることを求める	21	まだ十分に議論がつくされていないので、今後も議論をつくすべき。	91,	
91, 102,		ヒト胚を用いた再生医療の可能性を具体的に数値で示してほしい。	102,	

	143, 153, 160, 191, 201, 213, 221, 222, 236, 238, 252, 262, 267, 273, 279, 282, 283, 289, 304		死生観という価値観の次元で、公共政策よりも包括的な視座から問題を問い直せるような総合的な議論をできないか。	143,
			E S細胞が培養過程で腫瘍（ガン）細胞化してしまうことが多い現状で、研究の論理で考えても、まだまだ、「余剰受精卵」を使った分化の制御の基礎研究の段階ではないか。	201,
			報告書は、ほぼ有用性のみを判断基準に作成の是非を決めており安易。現状の情報公開とその上での社会的検討が必要。	262,
			ヒト胚研究が当然に学問の自由によって保障されるとするのは疑問があり、検討すべき。また、研究目的でのヒト胚の作成の規制は、同じ人の生命の萌芽である特定胚の規制と同じ規制形式であるべき。	273,
	認めるべき	23	研究を認める疾患名を特定・限定するのは、研究に大きな制約を課すことになるため、反対。	95,
	37, 42, 43, 50, 51, 52, 53, 86, 95, 96, 103, 128, 153, 174, 203, 211, 217, 247, 278, 284, 292, 294, 295,		「よほどの場合」に限定して認めるべき	103,
			中間報告書の考え方は妥当。	153,
			医学の発展に犠牲が伴うのは必然。E S細胞を利用する治療法が実現できたとき、失われた犠牲に匹敵するほどの人々が救われる。	212,
			使用される受精卵は決して無駄になるわけではない。誰かの体の一部になり、その人の命の一部として生きることが出来るなら、それは逆にとてもいいこと。	298,
着床前診断	認められる	6	第1子から認められるべき。	22,
1, 22, 84	22, 119, 229, 259, 284, 287		厳しい規制を行うべきではない。もし規制を厳しくするなら、障害者が生まれた場合の負担を国が負う体性を整備すべき。	119,
	認められない	4	異常がなくても異常ありとして「中絶」されることもある。ひとたび容認すれば、対象領域は際限なく広がる。	84,
	84, 147,			

	262,280		障害を理由に着床前診断等で差別・選別されるのは許しがたい。	147,
			着床前診断は生命の価値による選択にほかならない。	280,
	その他	5	個々人の価値観に基づいて選択する予定を残すべき。	1,
	1,102, 223,238, 266,		「極めて重篤な遺伝性疾患」の因子があるヒト受精卵の排除が優性主義につながらないとする根拠を示すべき。また、親が着床前診断を受けることを幸福追求権とする根拠も示すべき。	102,
			ヒト胚の取り扱いとは独立した問題として、出生前診断・選択的中絶と合わせて関係学会や当事者も含めた徹底審議が必要。	223,
			「極めて重篤な遺伝性疾患のヒト受精卵の選別」が何故優勢主義につながらないのか、疑問。	238,
		着床前診断については、調査会における実質的な検討が不足。	238,266,	
人 E S 細胞	研究に反対	3	E S細胞には全能性があり、胚に分化する可能性。	84,
			人体への悪影響が心配。また、倫理的、宗教的視点からみて賛成できない。	179,
	84,179, 185		これに伴う社会的問題に対応できない。ヒト胚が利益の対象になるおそれがある。	185,
人クローン胚 の地位	人と同じ	1	ヒトになり得る存在としてヒト受精胚と同等で、胎児とも同等。	83,
	人に劣る	1	ヒト受精胚と同じとみるべき	153,
	153, その他			
人クローン胚 の研究 目的の 作成・利用	認めるべきでない	16	自然に反した方法でヒト胚を作ることは人間の踏み込むべき領域ではない。	83,
			クローン個体産生の危険がある。	85,
	83,84,85, 130,164, 173,178, 179,180, 200,202, 208,255, 280,293, 300		社会の理解が科学に追いついていない。	85,
			余剰胚から樹立したES細胞を研究すれば十分。	164,
			「最終的には殺される運命の生命を作り出す」ことに相当するので、現時点では禁止されるべき。	208,
			研究はやがてクローン人間をもたらす、差別や奴隷化をもたらす危険。少しの利益のために多くの危険をはらむことに巨額の資金を投じるべきではない。	237,
			卵子の凍結は安定した技術ではないので、研究のための未受精卵の採取の問題を考えるべき。また、生殖	280,

		補助医療の現場で採取が行われることも考えられるが、現場の実態には多くの問題がある。	
議論を続けることを求める	17,	モラトリアムに賛成。	135, 153
		政府組織から独立した恒常的な機関、例えば総理直属の生命倫理委員会を設置して検討を行うべき	191,
		中間報告書に示された人クローン胚を認める考え方は、旧ヒト胚小委員会の報告書の考え方と異なるようであり、そのような考え方に至った具体的根拠を示してほしい。	236,
		未受精卵の提供者の立場を検討すべき。	262,
		実際に治療に使われる際には、経済原理を排除した枠組みがないと、一部のお金持ちだけが受けられる医療になるのではないか。	267,
		クローン技術規制法が特定胚の作成自体の禁止を予定しているかには疑義があり、この点を明らかにすべき。	273,
		議事録を全て読んで、委員が真剣に議論していることが良くわかったので、もっと議論を続けたらどうか。	279,
		世界的にも人クローン胚の作成を認めていない国が多いにもかかわらず、それを認める根拠に乏しい。	282,
		認めるべき	43
	「よほどの場合」に限定して認めるべき	103,	
	既にクローン人間の法律による禁止がなされている日本では、余剰卵を利用するのであれば、核移植による特定胚の作成も許されるのではないか。	131,	
	ヒト受精胚の研究が十分に進んでから人クローン胚の研究を進めるのでは、時間のロスが大きい。	174,	
	クローン技術規制法制度前後の議論を踏まえ、人クローン胚の作成を解禁すべき。	204,	
	臓器移植の定着しがたい日本の現状に照らして、「自家ES細胞」樹立のための「人クローン胚」研究の完全否定はできない。	248,	
91, 135, 143, 153, 160, 167, 191, 236, 238, 262, 267, 273, 279, 282, 283, 289, 304			
18, 19, 29, 35, 37, 42, 47, 49, 50, 52, 53, 54, 55, 58, 59, 61, 65, 67, 77, 78, 81, 86, 95, 103, 113, 128, 131, 141, 142, 151, 163, 174, 196, 199, 204, 220, 243,			

	253,259, 263,278, 284,287		ヒトと動物の間には大きな壁がある。動物で有効性・安全性が確認できても、ヒトでは確認できない場合も多いため、今すぐ、ヒト受精胚及び人クローン胚の作成を認め、これらを用いた研究を開始すべき。	259,
			「あらゆる病気は治すことができる」という理解を多くの人々が持てる社会環境を醸成する必要。そのためには、この分野の研究への規制はできるだけ行わないのが適当。	278
	その他 102,	1	人クローン胚の作成に用いる未受精卵の提供についても詳細に議論して報告すべき。	102,
制度について	法律で規制すべき 9,17,24, 42,54,85, 87,88, 103,106, 112,126, 130,135, 153,209, 216,241, 279	19	ヒト胚研究の悪用禁止の法律整備が必要	9,87,
			研究を止めるのではなく、研究を進めながら悪用防止のための規制を行うべき。	17,42,
			研究は自由に進めさせつつ、ヒト胚の管理・監視を行う法制を整備すべき。	24,
			中絶の取扱い等の現行法制度の現実を直視した法制度を考えてほしい。	54,
			研究の自由も公共の福祉の制限があり、十分な理由があれば法律による規制もやむを得ない。その際、人の尊厳と研究の自由の調整が必要。	85,
			専門家集団の自己規制は、卵子の提供や着床前診断等の学会指針違反で既に破綻。	112,
			人の命の萌芽の保護の規制は、基本部分は法律で定めるべき。但し、詳細部分はガイドラインでもよい。	103, 135,
			クローン人間防止のため、極刑も含む法体系の構築が必要。	106,
			人クローン胚の作成には、公的な資格制度を考えるべき。	106,
			何らかの罰則を伴う法制度が必要	88,
各研究所への常駐の監査委員の設置も含めた厳格な枠組みが必要。	153,			
ヒト胚の研究利用に賛成だが、提供者の承諾を得て、研究者や医師が命の重さを感じ、重要なものとして胚を扱うべく、国際的な法律や規制を定めるべき。	216,			

ガイドラインで規制すべき ----- 50,72,97, 236,257,	5	ヒト胚を扱うについて、ある程度のガイドラインは必要。	50,	
		国民的議論を尽くしてガイドラインを策定すべき。	72,	
		研究を停滞させるような事件や事故が起こらないよう、ある程度の拘束力を持ったガイドラインが必要。	72,	
		当面はガイドラインで対応（後に法制化）	97,	
		中間報告書は、国のガイドラインについて特段の不都合は確認されていないとしている。また、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての地位は、クローン技術規制法制度時に既に明らかであることもあり、ヒト受精胚について新たに規制法令等を定める利益はない。	236,	
		（クローン胚はクローン人間防止のために法律の規制が必要だが）受精胚や胚性幹細胞についてはその時代に適するようやや弾力的運用もできる行政的指針が妥当する。	257,	
学会の会告で規制すべき				
その他 ----- 20,22, 103,119, 154,	5	科学の進歩を地球の脅威にしないための規制と厳格な監視が必要。	20,	
		「生命を大切にする」「個人を大切にする」ためのルールは不可欠	22,	
		ヒト胚研究について、独立した研究の審査機関が必要。	103,	
		法規制に反対。研究者の自主規制と第三者による倫理委員会のチェックで研究の倫理性は確保可能。	119,	
		法規制かガイドラインで厳しく規制	154,	
その他	独立検討組織の必要性 ----- 101,143, 191,	3	生命倫理に関する独立した検討組織は、何らかの具体的な結論を導くものとはならないかもしれないが、研究者と非研究者の相互理解のきっかけとなるため、設置する価値がある。	101,